

縦覧用

環境影響評価書案

— 都営清瀬竹丘団地建替事業 —

昭和60年7月

東 京 都

第1章 総 括

1・1 事業者の氏名及び住所

氏 名 東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1・2 対象事業の名称

名 称 都営清瀬竹丘団地建替事業

種 類 住宅団地の新設

1・3 対象事業の内容の概略

既存の1、2階建の都営住宅を中高層住宅（3～5階建及び8階建）に建替え、併せて周辺地域を含む居住環境の整備を図るもので、事業の概要は表1-3-1のとおりである。

表1-3-1 事業の概要

位 置	東京都清瀬市竹丘一丁目1256番地1ほか
区 域 面 積	131,010㎡
用 途 地 域	第二種住居専用地域 第二種高度地区
住宅建設戸数	中層住宅(3～5階建)及び高層住宅(8階建) 合計1,168戸
計 画 人 口	4,088人
主たる公共施設 (建 物)	地域市民センター 1ヶ所(約2,000㎡) 児 童 館 1ヶ所(約 350㎡) 団 地 集 会 所 4ヶ所(各約100㎡)

1・4 環境に及ぼす影響の評価の結論

事業区域の現況、計画の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行った。影響評価の結論は表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 影響評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 騒音	工事の施行中の建設機械騒音は、全ての工種につき、騒音規制法及び東京都公害防止条例に基づく騒音の勧告基準以下であり、影響は軽微である。尚、病院、学校に近接した作業については、工法の選定等環境保全対策に十分配慮するので、影響は更に軽減されると考える。
2. 振動	工事の施行中の建設機械振動は、全ての工種につき振動規制法及び東京都公害防止条例に基づく振動の勧告基準以下であり、影響は軽微である。尚、病院、学校に近接した作業については、工法の選定等環境保全対策に十分配慮するので、影響は更に軽減されると考える。
3. 日照障害	計画建物による日影は周辺区域に対して3時間未満であり、影響は少ないものと考ええる。

予測・評価項目	評価の結論
4. 電波障害	計画建物によるしゃへい障害及び反射障害が一部の地域で生じると予測されるが、共同受信施設の設置等の対策を行うので、影響は解決出来るものとする。
5. 景観	現在の低層住宅団地の景観は、事業の実施により変化するが、事業地の北東側、東側及び南東側には既に新旧の中層の都営住宅が建ち並び一定のゆとりをもった団地景観が形成されており、新たに建設される中・高層住宅は、これら周辺環境とも調和しながら更に全体として緑豊かなより良い地域景観を形づくっていくと考える。

また、対象事業の区域は西武池袋線清瀬駅の西南方約1kmの清瀬市竹丘一丁目、二丁目の各一部を含む約131,000㎡の範囲であり、図2-2-2に示すとおりである。

図2-2-2 対象事業の区域

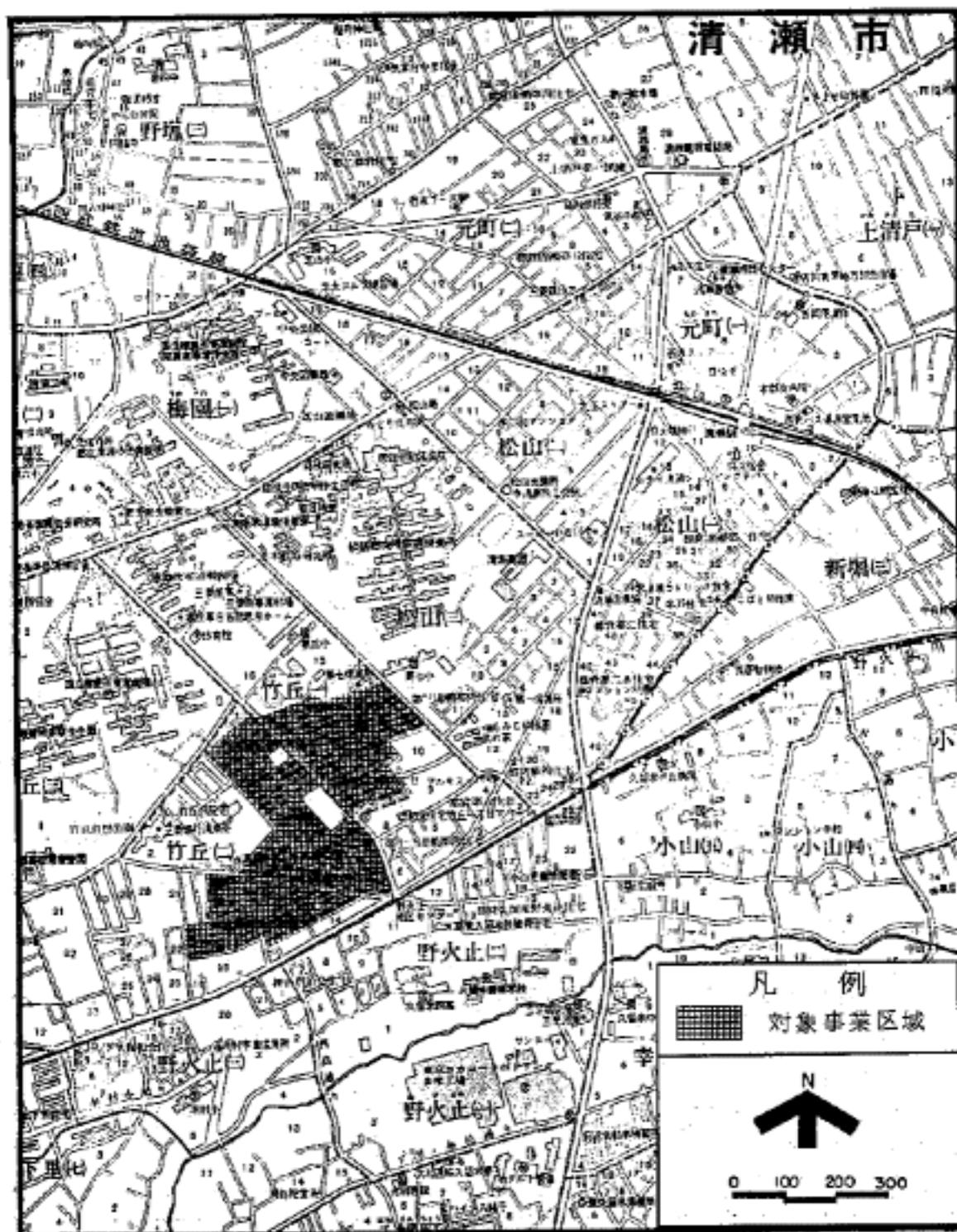


図 2-2-3
土地利用計画図

- 凡 例
- 3階 15.7m
 - 住棟及び敷地
 - 公園
 - プレイロット
 - 緑地
 - 給水施設
 - 集会所
 - 事業区域

